

平成26年12月25日

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求(以下「事後重症請求」という。)として、障害基礎年金の裁定を請求(以下「先行裁定請求」という。)したところ、厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、同年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

2 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる障害認定日による請求(以下「認定日請求」という。)として、障害基礎年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)したところ、厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級2級の障害基礎年金の裁定を行うとともに、時効により消滅した平成〇年〇月以前分の年金を除き、平成〇年〇月分から支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、請求人は、先行裁定

請求をする前に、〇〇県の〇〇町役場年金担当窓口(以下「本件窓口」という。)に3回年金相談に行ったが、3回とも認定日請求についての相談であった、しかるに本件窓口は請求人に対し、診断書用紙を1枚だけ手交したので、年金制度に詳しくない請求人は、先行裁定請求時近辺の現症日の診断書(以下「先行裁定請求時診断書」という。)を添付して、平成〇年〇月〇日(受付)、認定日請求をしたところ、保険者は、先行裁定請求時診断書の現症日を見て、事後重症請求であると判断し、請求人の訂正印もなしに認定日請求を事後重症請求へと恣意的に改ざんして処理を進め、先行処分に至ったものであるが、当時において、もし保険者から当該傷病に係る障害認定日(以下「本件障害認定日」という。)近辺の現症日の診断書(以下「障害認定日診断書」という。)の提出を求められたのであれば、その提出は可能であり、また、それを添付しての認定日請求を容易に行うことができたのであるから、本件においては、先行裁定請求時において保険者から認定日請求を不当に妨げられた経緯があるというべきであり、本件裁定請求が平成〇年〇月〇日(受付)に至るまで行えなかった原因は、上記保険者の不適切な対応から生じているのは明らかであるから、請求人が先行裁定請求をした平成〇年〇月〇日(受付)をもって、「認定日請求があったとき」とみなすことができ、そうすると、消滅時効にかからない平成〇年〇月分からの年金が支給されるべきである、ということであると解される。

第3 問題点

本件においては、当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であること、本件障害認定日が平成〇年〇月〇日であること、本件障害認定日における当該傷病による障害の程度が障害等級2級に該当する程度であることについての当事者間の争いはないと認められるところ、保険者は、本件裁定請求がなされた日(以下「本件裁定請求日」

という。)を平成〇年〇月〇日であるとし、国民年金法第102条第1項の時効に関する規定を適用して原処分をしたのに対し、請求人は、前記第2の3に記載したとおり、本件裁定請求日を平成〇年〇月〇日とみなすべきである旨を主張しているのであるから、本件の問題点は、請求人の上記主張を相当なものとして認めることができるかどうかである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件資料によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 請求人が先行裁定請求時に保険者に提出した国民年金障害基礎年金裁定請求書(以下「先行裁定請求書」という。)上、「障害給付の請求事由」欄の選択肢のうち「1. 障害認定日による請求」に〇印が付された上で二重線により抹消されているが、請求人の訂正印の捺印はなく、「2. 事後重症による請求」に〇印が付されているが、「事後重症請求をした理由」欄については、その選択肢(3個)のいずれにも〇印が付されていない。さらに、先行裁定請求書上、「傷病名」及び「郵便貯金通帳の記号」の部分が訂正されており、請求人の訂正印の捺印が認められる。

(2) 先行裁定請求時診断書の現症日は、平成〇年〇月〇日である。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 前記第2の3及び前記1を総合すれば、請求人は、平成〇年〇月〇日前に本件窓口を訪れて、当該傷病による障害基礎年金の認定日請求について相談をした上で、同日(受付)、認定日請求として先行裁定請求に係る先行裁定請求書を提出したところ、保険者は、先行裁定請求時診断書の現症日(平成〇年〇月〇日)から、当該請求を事後重症請求であると判断した上で、先行裁定請求書記載の障害給付の請求事由欄の「1. 障害認定日による請求」に記載された〇印を二重線で抹消し、「2. 事後重症による請求」に〇印を

付し、事後重症請求をした理由のいずれにも〇印を付さずに裁定手続きに関する処理を進めたものと認められる。ところで、意思表示を内容とする文書の記載事項が訂正された場合に、表意者の意思表示が訂正された後の記載事項を内容とするものと認定するためには、特段の事情のない限り、当該記載事項が一般的に通常行われている訂正の方式によって訂正されていることが必要というべきであり、一般的に行われている訂正の手順は、当該訂正部分を赤の二重線で「見せ消し」をし、そこに表意者の訂正印を捺印する(なお黒の二重線は「削除」に使用される。)という方法(以下、「適式な訂正方法」という。)であることは、公知である。そして、当該訂正が文書作成者の意思に基づいて行われたことは、訂正後の記載事項による意思表示があったと主張する者において立証すべき事項である。これを先行裁定請求書についてみると、「障害給付の請求事由」欄の「1. 認定日請求」に〇印が付された上で、二重線で「見せ消し」がされているが、訂正印が捺印されていないことは前記認定のとおりであるから、「1. 認定日請求」から「2. 事後重症による請求」への訂正が請求人によってなされたとの事実は確認することができない。そして、事後重症請求をした理由については、その選択肢のいずれも選択されていないこと並びに傷病名の記載及び郵便貯金通帳の記号の各記載の訂正部分については、いずれも請求人の印章による訂正印が捺印されていることに加え、国民年金法施行規則第31条第1項が障害基礎年金の裁定請求書には、傷病名、初診日、傷病が治っているときはその旨及びその治った年月日を記載すべきものとする(第4号)ほかに、事後重症による障害基礎年金の請求を行う者はその旨を記載することを要求している(第5号イ)のであり、これは、年金請求を認定日請求と

するか、事後重症請求とするかは、受給権発生の日を左右する重要な事項であるからに他ならないこと等を考慮すると、適式な訂正方法によることを要しないとすべき特段の事情があったということはできず、請求人には、先行裁定請求書の「障害給付の請求事由」欄を上記のように訂正する意思があったと認めることはできない。また、上記訂正が、請求人以外の者により、請求人の委託を受け、あるいは、その同意の下に訂正されたと認めるに足りる資料はない。

以上のことからすれば、先行裁定請求は、事後重症請求ではなく、認定日請求としてされたものと認められるから、保険者としては、先行裁定時診断書の現症日が平成〇年〇月〇日であることとの兼ね合いから、請求人に対し、認定日請求とするのか、事後重症請求とするのかについて、改めて確認を求めべきであり、請求人が認定日請求をしているということであれば、障害認定日（平成〇年〇月〇日）当時を現症日とする障害認定日診断書の提出を指示すべきであったというべきである。そして、本件において、平成〇年〇月〇日現症の診断書が提出されていることを考慮すると、そのような指示が的確に行われていたとすれば、請求人が先行裁定請求時に、障害認定日診断書を提出することは容易なことであったと推認されるところである。そして、仮に、請求人が当該診断書を提出できないような事情等があった、事後重症請求とならざるを得ないということであれば、先行裁定請求書上の認定日請求から事後重症請求への訂正・変更は、請求人の意思に基づく適式な訂正方法によってなされるべきであり、また、事後重症請求をした理由のいずれかに〇印を付すべきであったにもかかわらず、そうした対応をした形跡が本件資料上全く認められないのであり、本件手続の全趣旨を総合すれば、

先行裁定請求における保険者の対応は極めて不適切というほかなく、保険者の不適切な対応により、請求人は、求めていた認定日請求の機会を不当に奪われたものと認めざるを得ない。

- (2) そうすると、請求人が主張するように、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、本件裁定請求日を平成〇年〇月〇日であるとみなすのが相当であって、請求人に対してはこれによる障害基礎年金の支給がなされるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。